

四日市市告示第120号

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱（令和5年四日市市告示30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（申請受付開始日及び申請期限）</p> <p>第5条 申請受付開始日及び申請期限は、 令和5年2月1日から<u>令和5年4月30日</u> までとする。</p>	<p>（申請受付開始日及び申請期限）</p> <p>第5条 申請受付開始日及び申請期限は、 令和5年2月1日から<u>令和5年3月31日</u> までとする。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（健康福祉部健康福祉課）